

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書(5)
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	祝田法律事務所 弁護士 川村一博
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階
【報告義務発生日】	2026年5月13日
【提出日】	2026年5月20日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	保有目的の変更

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	花王株式会社
証券コード	4452
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (1)【提出者の概要】

## 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（ケイマン諸島法人）
氏名又は名称	オアシス マネジメント カンパニー リミテッド (Oasis Management Company Ltd.)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱309、メイプルズ・コーポレート・サービス・リミテッド
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	2011年6月16日
代表者氏名	フィリップ・メイヤー (Phillip, Meyer)
代表者役職	ジェネラル・カウンセル (General Counsel)
事業内容	顧客またはファンドの資産管理

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階 祝田法律事務所 弁護士 川村一博
電話番号	03-5218-2084

## (2)【保有目的】

提出者の提案の目的は、発行者における取締役会の実効性向上、コーポレートガバナンスの維持及び改善、中長期的な企業価値の保護及び向上、並びに顧客、サプライヤー、従業員、貸付人、株主、及びその他のステークホルダーの保護にある。上記の目的の下、提出者は、金融商品取引法施行令（以下「施行令」という。）第14条の8の2第1項第3号、第5号、第10号及び第12号（株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（以下「大量保有府令」という。）第16条第1号及び第4号）に関する事項について、発行者に対して提案を行っている。

また、上記の目的の下、提出者は、今後12か月の間に、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項第3号、第5号、第10号及び第12号（大量保有府令第16条第1号及び第4号）に関する事項について、発行者に対して提案を行う予定である。

提出者は、上記の目的の下、発行者及びその株主とのエンゲージメントを今後も継続していく予定である。これらの中には、善管注意義務違反を理由とする法的措置の実施など、取締役及び発行者に対する責任追及も含まれる。提出者は、発行者の将来のためにあらゆる選択肢を排除せずにエンゲージメントを継続する予定であり、これには、事業戦略の提案、発行者の所有する資産及び株主構成に関する提案、独立取締役の選任提案、経営陣の選任に反対する議決権の行使、内部通報、取締役会及びその他全ての委員会の適切な機能の確保、経営陣の監督、資本政策、M&A、実効的な指名委員会及び報酬委員会の設置、顧問などのアドバイザーの活用、テクノロジーの活用、マーケティング、AI及びデータ、ステークホルダーに対する実効的な開示、ESG及びサプライチェーンの内部統制を含めた全ステークホルダーの保護、並びに、発行者における問題の根本原因を究明するために完全に独立した委員会の設置に関する事項が含まれる。

より詳細な情報は、www.abetterkao.com及びwww.protectkao.comを参照されたい。

提出者は令和8年5月1日時点において、ポートフォリオ投資の一環として、市場内外の取引を通じて発行者の普通株式の株券等保有割合を100分の5を超える割合増加させる行為（以下「5%超取得行為」という。）を予定している。ただし、5%超取得行為は、発行者の普通株式の市場価格が割安と判断される水準にあること及びその他の条件に左右され、それらの条件を勘案して行う予定である。なお、取得価格、数量、時期などの具体的な条件については引き続き検討中である。5%超取得行為の実行には当局への届出又は当局による承認が必要となる場合がある。5%超取得行為は令和8年5月1日から3か月以内に行うことを予定しているが、上述の要因により当該3か月の期間以降に行われる可能性もある。

## (3)【重要提案行為等】

株主価値を守るため、重要提案行為を行うことがある。

詳細については、上記「(2)保有目的」に記載のとおりである。

## (4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等（株・口）			57,287,124	
新株予約権証券又は新投資口 予約権証券等（株・口）	A	-	H	0
新株予約権付社債券（株）	B	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計（株・口）	V	W	X 57,287,124	Y

信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	Z	
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	AA	
保有株券等の数（総数） (V+W+X+Y-Z-AA)	AB	57,287,124
株券、株券預託証券及び株券信託受益証券のうち保有潜在株券等の数に加算すべきものの数	AC	
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC)		

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） (2026年3月31日現在)	AD	453,600,000
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE	
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数	AF	
上記提出者の株券等保有割合（%） (AB / (AD+AE-AF) × 100)		12.63
直前の報告書に記載された株券等保有割合（%）		12.63

## (5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2026年3月17日	株券	13,300	0.00	市場内	取得	
2026年3月18日	株券	11,700,000	2.58	市場外	取得	6,270円
2026年3月19日	株券	550,000	0.12	市場内	取得	
2026年4月23日	株券	97,168	0.02	市場内	取得	

## (6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし
------

## (7) 【保有株券等の取得資金】

## 【取得資金の内訳】

自己資金額（AG）（千円）	
借入金額計（AH）（千円）	
その他金額計（AI）（千円）	353,711,900

上記(AI)の内訳	ファンドの資金
取得資金合計(千円)(AG+AH+AI)	353,711,900

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地